

令和7年度香川県広域水道企業団人事行政の運営等の状況について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2及び香川県広域水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第10号）第2条の規定に基づき、令和7年度の香川県広域水道企業団の人事行政の運営等の状況の概要を公表します。

令和8年9月30日

香川県広域水道企業団企業長 池田豊人

I 職員の任免及び職員数に関すること

1 職員の任免

香川県広域水道企業団の職員の採用は、公開平等の競争試験あるいは選考により、令和2年度から実施しており、令和7年度における任免状況は以下の表のとおりです。

また、令和6年度から、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の17の規定により構成団体から派遣されている職員（以下「派遣職員」という。）を当企業団の職員として採用する身分移管を実施しています。

なお、上記の企業団採用職員及び身分移管職員（以下あわせて「企業団職員」という。）を除き、派遣職員の採用や退職などの任免については、派遣元団体が行っています。

（1）職員の採用（令和7年4月1日付け採用 単位：人）

区分	試験採用					計
	大学卒業程度	短大卒業程度	高校卒業程度	職務経験者	障害者選考	
事務	2	—	—	—	1	3
技術	4	0	4	1	—	9

（2）採用試験の実施状況（令和7年度、単位：人）

試験区分		申込者数	受験者数	合格者数
大学卒業程度	事務	27	19	7
	技術	5	4	2
	技術（化学）	3	2	1
短大卒業程度	事務	2	2	0
	技術	2	2	2
高校卒業程度	事務	4	3	1
	技術	7	7	3
職務経験者型選考	技術	5	4	2
	技術（化学）	2	2	2
障害者選考	事務	4	3	1

2 職員数等

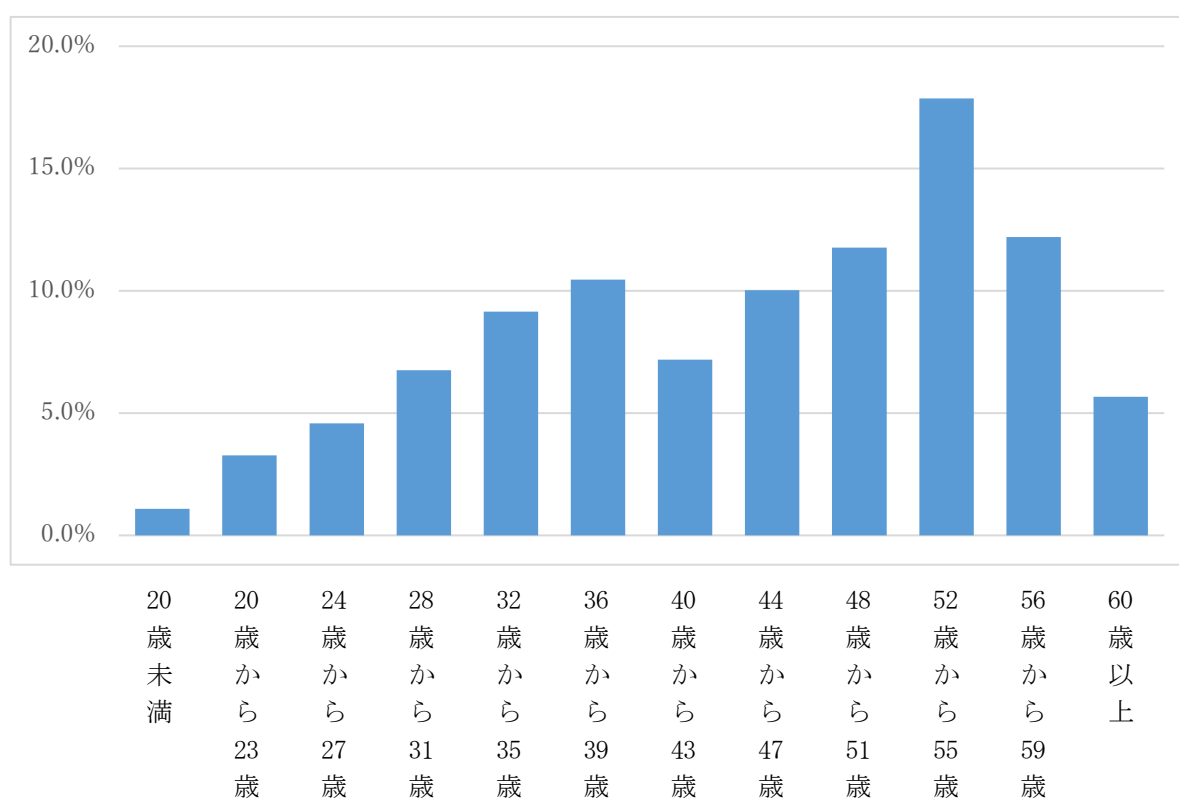
（1）職員数

令和7年4月1日現在の会計年度任用職員を除いた一般職に属する職員の数、459人です。

(2) 構成団体ごとの職員数（令和7年4月1日現在 単位：人）

派遣職員																身分移管	企業団採用	計	
高松市	丸亀市	坂出市	善通寺市	観音寺市	さぬき市	東かがわ市	三豊市	土庄町	小豆島町	三木町	宇多津町	綾川町	琴平町	多度津町	まんのう町				香川県
88	10	13	6	13	8	0	4	5	4	0	2	4	2	1	6	74	177	42	459

(3) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在 単位：人）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	5	15	21	31	42	48	33	46	54	82	56	26	459

Ⅱ 職員の人事評価に関すること

人事評価とは、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価です。

企業団では、現在人事評価制度を整備中であり、令和7年度時点では実施に至っていません。

Ⅲ 職員の給与に関すること

1 一般職

(1) 水道事業会計決算（令和7年度決算見込み）

区 分	総費用 A	純損益	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A
令和 7年度	21,574,132千円	7,737千円	2,505,677千円	11.6%

(注) 1 職員給与費には退職給付費を含まない。

2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 661,267 千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和 7年度	452人	1,879,848千円	382,456千円	904,640千円	3,166,944千円	7,007千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和8年3月31日現在の人数（企業団採用職員42名含む。）である。

(2) 工業用水道事業会計決算（令和7年度決算見込み）

区 分	総費用 A	純損益	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A
令和 7年度	530,471千円	224,249千円	50,444千円	9.5%

(注) 1 職員給与費には退職給付費を含まない。

2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 12,319 千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和 7年度	6人	35,903千円	7,279千円	19,581千円	62,763千円	10,461千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和8年3月31日現在の人数である。

(3) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況

（平均年齢は令和7年4月1日時点、金額は決算見込み額ベース）

平均年齢	基本給	平均月収額
44.6歳	371,829円	581,415円

(注) 1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合計額である。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

(5) 職員の手当の状況（令和7年度決算見込み）

手当名	支給実績
管理職手当	53,682 千円
扶養手当	56,847 千円
地域手当	70,976 千円
住居手当	29,110 千円
通勤手当	0,391 千円
特殊勤務手当	4,871 千円
単身赴任手当	0 千円
時間外勤務手当	88,394 千円
休日勤務手当	6,222 千円
夜間勤務手当	7,289 千円
宿日直手当	0 千円
管理職員特別勤務手当	176 千円
期末手当及び勤勉手当	921,746 千円

2 特別職（令和7年4月1日現在）

区分		給料額等
給料	企業長	年額 50,000 円
	副企業長	年額 30,000 円
	※副企業長	月額 650,000 円
報酬	議 長	年額 30,000 円
	副議長	年額 20,000 円
	議 員	年額 20,000 円
	監査委員	月額 100,000 円
期末手当	※副企業長	（令和7年度支給割合）3.50 月分

（注）※の副企業長は、企業長が指定する副企業長であり、構成団体の首長と兼務していない。

IV 職員の勤務時間その他の勤務条件に関する事

1 勤務時間（令和7年4月1日時点）

（1）通常勤務

開始時刻	午前8時30分
終了時刻	午後5時15分
休憩時間	60分（正午～午後1時）
週休日	土曜日、日曜日
1週間の正規の勤務時間	38時間45分

（2）交代制勤務

勤務場所	区分	勤務時間の割振り	休憩時間	摘要
御殿浄水場 浅野浄水場	日勤1	午前8時30分から	正午から午後1時まで	
	日勤2	午後5時15分まで	午後1時から午後2時まで	
	日勤3	（休憩時間を除く。）	正午から午後1時まで	普通日勤
	夜勤1	午後5時から翌日の	翌日の午前0時から午前1時まで	
	夜勤2	午前9時まで （休憩時間を除く。）	翌日の午前1時から午前2時まで	
綾川浄水場	日勤1	午前8時30分から	午前11時30分から午後0時30分まで	
	日勤2	午後5時15分まで	午後0時30分から午後1時30分まで	
	日勤3	（休憩時間を除く。）	正午から午後1時まで	普通日勤
	夜勤1	午後4時から翌日の 午前9時30分まで （休憩時間を除く。）	午後7時から午後7時15分まで、 翌日の午前0時から午前1時まで及び 翌日の午前6時30分から午前7時15分まで	
	夜勤2		午後7時15分から午後7時30分まで、 翌日の午前1時から午前2時まで及び 翌日の午前7時15分から午前8時分まで	

2 その他の勤務条件

休暇制度（令和7年4月1日現在）

休暇の種類		事 由	期 間	給料
年次有給休暇		一の年ごとにおける休暇	年 40 日	有給
病気休暇		負傷又は疾病のため療養する必要がある場合	公務上の傷病の場合 やむを得ないと認められる必要最小限度の期間	有給
			私傷病の場合 90 日	
特別休暇	公民権行使休暇	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	その都度必要と認める日又は時間	有給
	公の職務の執行のための休暇	裁判員等として官公署へ出頭する場合	その都度必要と認める日又は時間	有給
	ドナー休暇	骨髄、末梢血幹細胞のドナー登録申出又は提供	その都度必要と認める日又は時間	有給
	ボランティア休暇	自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる活動に従事した場合 ①被災者を支援する活動 ②障害者支援施設等における活動 ③日常生活を支援する活動 ④国等が主催の国際協力等のための事業における国際協力活動等	その都度必要と認める日又は時間 一の年において5日を限度	有給
	結婚休暇	結婚する場合	7日を超えない範囲内で必要な期間	有給
	健康管理休暇② （不妊治療休暇）	不妊治療を受ける場合	その都度必要と認める日又は15分を単位とする時間 一の年において12日を限度	有給
	産前休暇	女性職員が出産する予定である場合	出産予定日以前8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内において女性職員が申し出た出産の日までの期間	有給
	産後休暇	女性職員が出産した場合	出産の日後8週間（医師の診断により、その期間の経過後において引き続き産後の休養を必要とする場合は、2週間を超えない範囲内で必要と認める期間を加えた期間）	有給
	保育時間	生後3年に達しない子を育てる場合	1日につき120分を超えない範囲内で1日2回それぞれ15分を単位とする時間（生後1年に達しない子を育てる女性職員にあっては、30分以上に限る。）	有給
	出産補助休暇	配偶者が出産する場合	その都度必要と認める日又は15分を単位とする時間 出産予定日前1週間以内及び出産の日以後2週間以内の期間において3日を限度	有給
	男性育児参加休暇	配偶者が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合	その都度必要と認める日又は15分を単位とする時間 当該期間内において5日を限度	有給
	看護等休暇	職員の父母（配偶者の父母を含む。）、配偶者若しくは子（配偶者の子を含む。）の看護（負傷し、又は疾病にかかったその者の世話をいう。以下同じ。）を行い、又は職員が養育する中学校就学の始期に	その都度必要と認める日又は15分を単位とする時間 一の年において5日（子が2人以上の場合にあっては、10日（うち5日は、子の看護又は介助を行うため使用する場合に限る。））を限度	有給

	達するまでの子の介助等(予防接種の付き添い等疾病の予防を図るための世話若しくは学校保健安全法第20条の規定による学校の休業その他これに準ずる事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事(入・卒園式、入学式等の式典)への参加をすることをいう。)を行う場合		
短期の介護休暇	要介護者の介護等を行う場合	その都度必要と認める日又は15分を単位とする時間 一の年において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)を限度	有給
忌引休暇	右欄表の親族欄に掲げる親族が死亡した場合	必要な期間 親族毎に異なる日数(葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数)の範囲内	有給
父母等追悼休暇	①職員の父母、配偶者若しくは子の追悼のための特別な行事が行われる場合 又は ②職員若しくは職員の配偶者が職員の配偶者の父母の追悼のための特別な行事を主催する場合	職員が請求した期間 2日を超えない範囲内	有給
夏季休暇	—	その都度必要と認める日一の年の6月から9月までの期間(当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる職員にあっては、一の年の6月から10月までの期間)において5日(再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあっては、38時間45分に週間勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の実平均勤務時間数(週間勤務時間を実際の勤務日数で除して得た時間数をいう。)を1日として日に換算して得た日数(その日数に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、その日数が5日を超えるときは、5日とする。))を限度	有給
住居滅失・損壊時休暇	災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合 ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合 イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき	その都度必要と認める期間 1週間を超えない範囲内	有給
出勤時交通遮断	災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難である場合	その都度必要と認める時間	有給
退勤時危険回避	災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避する場合	その都度必要と認める時間	有給

妊産婦通院休暇	妊娠中の女性職員又は出産後 1 年を経過しない女性職員が母子保健法の保健指導又は健康診査を受ける場合	その都度必要と認める日又は時間 妊娠 23 週までは 4 週間に 1 回、妊娠 24 週から 35 週までは 2 週間に 1 回、妊娠 36 週から出産までは 1 週間に 1 回、出産後 1 年を経過するまではその間に 1 回	有給
妊婦通勤緩和	妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関等の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合	必要と認める時間 正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1 日につき 1 時間を超えない範囲内	有給
妊娠障害休暇	妊娠中の女性職員が妊娠に起因するつわり等の障害により勤務することが著しく困難である場合	その都度必要と認める日又は 15 分を単位とする時間 一の妊娠期間において 14 日（再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあつては、108 時間 30 分に週間勤務時間を 38.75 で除して得た数を乗じて得た時間数（その時間数に 1 時間未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た時間数））を限度	有給
健康管理休暇①（生理休暇）	女性職員が生理により勤務することが著しく困難である場合	女性職員が請求した期間 2 日を超えない範囲内	有給
リフレッシュ休暇	新たに職員として採用された日から起算して 5 年、10 年、15 年、20 年、25 年、30 年、35 年又は 40 年に達する職員が、心身のリフレッシュ等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 勤続 5 年、10 年又は 15 年の場合には連続する 2 日を超えない範囲内、勤続 20 年、35 年又は 40 年の場合には連続する 3 日を超えない範囲内、勤続 25 年又は 30 年に達する場合には連続する 4 日を超えない範囲内で必要と認める期間 ※身分移管職員に関しては、移管前に所属していた団体に採用された日を起算日とする。	当該 5 年、10 年、15 年、20 年、25 年、30 年、35 年又は 40 年に達する日の翌日から起算して 1 年以内に於いて、次の日数を超えない範囲内 ・勤続 5 年（6 年目） 2 日 ・勤続 10 年（11 年目） 2 日 ・勤続 15 年（16 年目） 2 日 ・勤続 20 年（21 年目） 3 日 ・勤続 25 年（26 年目） 4 日 ・勤続 30 年（31 年目） 4 日 ・勤続 35 年（36 年目） 3 日 ・勤続 40 年（41 年目） 3 日	有給
長期勤続休暇	新たに職員として採用された日から起算して 25 年に達する職員が、心身の健康の維持及び増進を図るため勤務しないことが相当であると認められる場合 ※身分移管職員に関しては、移管前に所属していた団体に採用された日を起算日とする。	当該 25 年に達する日の翌日から退職するまでの期間において、連続する 7 日（週休日及び休日を含む。）を超えない範囲内	有給
レクリエーション休暇	職員が健全な文化、教養、体育等の活動を通じてその元気を回復し、勤務能率の発揮及び増進を図るため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において 2 日を限度	有給
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母その他の者で負傷、疾病又は老齢により、2 週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合	一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を超えない範囲内	無給

介護時間	配偶者、父母、子、配偶者の父母その他の者で負傷、疾病又は老齢により、2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、1日の勤務時間の一部を勤務しないことが相当であると認められる場合	連続する3年の期間内において、勤務時間の始め又は終わりにおいて、15分を単位として1日につき2時間以内	無給
子育て部分休暇	小学校就学の始期から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、1日の勤務時間の全部又は一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合	ア 15分単位で1日2時間まで イ 日、時間単位で一年度に10日まで ※アとイは一年度につきどちらか片方のみを選択して利用可能。原則併用不可。	無給

V 職員の休業に関すること

休業制度（令和7年4月1日現在）

種 類	事 由	期 間	給料
育児休業	3歳に満たない子を養育する場合	子が3歳に達する日までのうち職員が希望する期間	無給
部分休業	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合	ア 15分単位で1日2時間まで イ 日、時間単位で一年度に10日まで ※アとイは一年度につきどちらか片方のみを選択して利用可能。原則併用不可。	無給
自己啓発等休業	大学等課程の履修又は国際貢献活動のうち職員として参加することが適当であると認められるものに参加する場合	3年を超えない範囲内において条例で定める期間	無給
配偶者同行休業	職員が外国での勤務等の事由により外国に住所又は居所を定めて滞在する配偶者と当該住所又は居所において生活を共にする場合	3年を超えない範囲内において条例で定める期間	無給

VI 職員の分限及び懲戒処分に関すること

分限処分とは、公務能率の維持を目的に職員に対してなされる処分であり、制裁的意味合いはありません。任命権者が職員をその意に反して降任し、又は免職することのできるのは、①人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合、②心身の故障のため職務遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合、③その他その職に必要な適格性を欠く場合等であり、また、休職にすることができるのは、①心身の故障のため、長期の休養を要する場合、②刑事事件に関し起訴された場合等とされています（地方公務員法第28条）。

一方、懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持することを目的とする制裁的処分です。任命権者は、職員が、①地方公務員法又はこれに基づく条例若しくは規則等に違反した場合、②職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、③全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合のいずれか1つに該当するときは、懲戒処分として免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができるとされています（同法第29条）。

（1）分限処分の状況（令和7年度）

内容	人数	事案の概要
休職	2人	心身の故障のため

（2）懲戒処分の状況（令和7年度）

懲戒処分の実績はありません。

VII 職員の服務に関すること

企業団の職員には、香川県広域水道企業団の服務に関する規程が適用され、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、職務に専念する義務、営利企業等の従事制限などさまざまな制約が課されています。ただし、職務の公正を害する恐れがないなど一定の基準を満たす場合に、例外的に企業長の許可を得て、限定的に営利企業等に従事することができ、令和7年度の許可案件は12件です。

VIII 職員の退職管理に関すること

退職後に営利企業等に再就職した者は、離職前5年間に在職した執行機関の組織の職員に対し、離職前5年間の職務に属する契約や処分（再就職先及びその子法人に対するものに限る。）に関して、離職後2年間働きかけが禁止されています。なお、離職前5年より前に課長級以上の職に就いていた者は、その職の職務に属する契約や処分に関しても離職後2年間、また、在職中に再就職先及びその子法人に対して自ら決定した契約・処分に関しては期間の定めなく働きかけが禁止されています（地方公務員法第38条の2第1項、第4項、第5項、第8項）。

令和7年度において、課長級以上の職員であった者で離職した者はいません。

IX 職員の研修に関すること

職員には、公務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならないと、地方公共団体は、研修の目標、研修に関する計画の指針となるべき事項その他研修に関する基本的な方針を定めることとされています（地方公務員法第39条）。

職員の研修（令和7年度）

研修区分		対象者	期間	修了者数
新規採用職員研修		令和7年度新規採用職員	3日間	12人
階層別研修	初任者研修（前期）	令和7年度新規採用職員	10日間	12人
	初任者研修（後期）	令和7年度新規採用職員	2日間	12人
	3年目職員研修	令和5年度新規採用職員	1日間	11人
	一般職員研修（指定研修）	一般職員	3日間	7人
	係長級（主査等）研修	係長級職員	2日間	8人
	係長級（監督者）研修	係長級職員	2日間	2人
	課長補佐級研修	課長補佐級職員	2日間	2人
	課長級研修	課長級職員	2日間	5人
専門研修	人事労務管理研修	管職員及び人事担当者	1日間	1人
フォローアップ研修	新規採用職員フォローアップ職場研修	令和7年度新規採用職員	1年間	12人

X 職員の福祉及び利益の保護に関すること

1 福利厚生制度

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、実施しなければなりません（地方公務員法第 42 条）。

また、共済制度は、職員又はその被扶養者の事故（病気、負傷、出産、死亡、災害等）に関して、適切な給付を行うための相互救済を目的とする制度であり（同法第 43 条第 1 項）、具体的には地方公務員等共済組合法によって香川縣市町村職員共済組合が制度を運用、実施しています。

福利厚生の状況（令和 7 年 4 月 1 日現在）

区分	内容
職員の保健等に関すること	○職員健康診断 雇入時検診、一般・循環器定期健診、特定業務従事者検診（有機溶剤取扱業務、特定化学物質取扱業務、塩酸等取扱業務、深夜業務、情報機器作業中従事者）、特別健診（胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診） ○ストレスチェック 職場における心理的な負担の程度を図るためのストレスチェック制度
香川縣市町村職員共済組合	○短期給付 公務外の病気やケガの治療、出産、死亡、休業、災害時の給付 ○福祉事業 保健事業（健康診断助成など）、宿泊事業（施設の利用助成）、貯金事業、貸付事業など
香川縣市町村職員互助会	○給付事業 負担金事業（人間ドック助成など）、給付事業（入学祝金、死亡一時金など） ○厚生事業 共済あんしん保険など

2 公務災害補償

地方公共団体は、職員が公務上又は通勤途上で負傷、疾病、死亡等の災害を受けた場合は、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し、損害を補償する義務を負います（地方公務員法第 45 条第 1 項）。具体的には地方公務員災害補償法に基づき、専門的機関として設置された地方公務員災害補償基金によって補償事務が行われています。

公務災害等の認定状況（令和 7 年度）

公務災害	通勤災害	計
3 件	1 件	4 件